第8章 今後の健康対策に関する提言

本委員会の最たる設置目的の一つは、両津小学校でアスベスト除去工事中に飛散した粉じんにばく露した児童・教職員の健康への影響を可能な限り客観的に評価し、佐渡市をはじめとする関係者が、これからの健康対策の在り方について一定の結論を導き出すために必要な「観点」を提供することにある。

そこで、最後に第6章で述べた「今後の健康対策」を再掲し、関係者がこの後も誠意をもって、 ばく露した人たちの精神的・肉体的な健康リスクの低減に努める必要があることをあらためて指摘 し、本委員会の報告を終えたい。

1.健康対策の時期、対象及び費用負担

(1)リスク評価のクライテリア

発がん性物質のリスク評価は、ゼロであることが望ましいが、個人の生涯リスクとして 100 万分の 1 とする場合も多い。集団が大きい場合や行為の種類等で 1000 万分の 1 とすることもあり、基本的には社会がどのリスクを許容するかにより決められる。子どものアスベストの飛散に直面した保護者の許容リスクを伺っていると、1000 万分の 1 が許容されるリスクのことが多い。

(2)健康対策の対象

今回の事例のリスク評価には、児童のばく露という不確実性が大きく、本来あるべきばく露で はない事等から判断して、より安全を考えて全員が健康対策の対象と判断する。

(3)健康診断開始の時期

今回のアスベスト関連疾患が万が一児童に発生すると仮定した場合、2006(平成 18)年6月のアスベストばく露であるから、7~12歳の児童で約20年経過した2026年以前の可能性は極めて少ないと考えられる。児童の健康診断は、胸部エックス線写真のリスクとばく露から10~20年以内の発症は極めてまれである点を考慮し、児童が成人に達した2026年以降に必要であると考える。なお、今後血液検査等リスクの少ない早期診断方法の開発によっては、2026年以降の早期の健診も考慮すべきであろう。

一方、教職員等の 20 歳以上の成人ばく露者に、アスベスト関連疾患が万が一発生したとすると、多くは 20 年以上経過した 2026 年以降と考えられ、最短でも潜伏期 10 年以降の 2016 年以降である。教職員は既に成人であり、2016 年以降常勤職員は毎年健康診断で胸部直接エックス線写真が得られるため、それを利用した健診体制が必要である。

(4)健診体制及び内容

実際の健診体制と健診内容に関しては、今後数 10 年後の健康対策委員会の検討に委ねる。なお、当面の間胸部エックス線写真が診断の主流である事を考慮すると、健康対策対象者の成人が成人病健診等他の目的で撮影した胸部エックス線写真や CT 写真、及び児童が肺炎等別の目的で撮影した胸部エックス線写真を、複数の健診・医療機関に散逸させない必要がある。胸部エックス線写真は健康対策等検討委員会に極力提出して頂き、読影を行うと共にコピーや保管が行える

体制を構築する。なお、退職した非常勤職員及び常勤職員の健診は、希望者は保健所等で実施する体制が必要である。

(5)発症時健康対策の対象疾患

発症時健康対策の対象疾患は、悪性中皮腫(胸膜・腹膜・心膜) 良性石綿(アスベスト)胸膜炎、アスベスト関連肺がんとする。

(6)費用負担

健康診断の費用負担の主体に関する判断は、当委員会の重要な課題であるが、今回のばく露が 市立小学校内で生じた点、市は工事の発注者として注意義務もあった点を考慮すると、児童及び 教職員(常勤・非常勤・臨時)に関して今後健康対策等専門委員会が検討し推奨した健康診断、 今回の事故に関連したカウンセリング並びに発症時の健康対策の実施に関する費用及び機会は、 原則として佐渡市等が負担する事を強く要望するものである。

2. 今後の健康対策

本委員会が最低限必要と考える健康対策は、以下の内容である。

- 1)健康対策対象者(及び関係者)台帳(氏名、生年月日、現住所、電話番号、FAX番号、電子メールアドレス)を整備し、児童・教職員全員の生存期間中は佐渡市教育委員会(今後名称が変わる場合は、その後継担当部署)で関連文書を保存すると共に、個人のプライバシー保護を行う。
- 2)個別健康相談を年数回以内、委員と定期的に行える体制を、平成20年度中につくる。個別 健康相談の希望受け付けは、電子メール等で外部のNPO等を窓口にする等とし、プライバシー に考慮して実施する。

また、佐渡市教育委員会(今後名称が変わる場合は、その後継担当部署)は、平成20年度中に、両津小学校アスベスト健康対策等関連のインターネットホームページを設ける。

- 3)健康管理手帳配付の希望を確認し、平成20年度中に配付する。配付非希望者の手帳は事務局で保存する。説明を希望する者には、個別健康相談でしかるべき委員が対応し、説明する。
- 4)カウンセリング希望者に対して、平成20年度中に、個別健康相談と同じ時間でカウンセリングを開始する。希望の受け付けは、メール等で外部のNPO等を窓口にする等とし、プライバシーに考慮して実施する。
- 5) 本委員会へ、委員として臨床心理士、スクールカウンセラーを参加させる。
- 6)健康対策対象者全員へ毎年、現住所等確認及び相談事項、翌年以降の配付の希望等を記入で きるはがきを配付する。

- 7) 本委員会は、今後最低年1回は開催する。(リスク関係者の参加)
- 8)本委員会では、健康対策対象者からの相談事項やアスベスト関連疾患の診断方法及び治療方法の検討並びに最新のアスベスト関連情報や市内アスベスト対策の進捗状況等の報告と検討を行う。
- 9)本委員会開催後、健康対策対象者へ委員会ニュースを送付し、インターネットホームページに掲載する。
- 10)他の目的で撮影された胸部エックス線写真の読影と保管を行う。
- 11)万が一アスベスト関連疾患が生じた際は、委員会に届け出てもらい、今回の事故によるアスベスト関連疾患かどうかの検討と判断を行う。

3.健康管理手帳

佐渡市で作成した健康管理手帳案を以下に示す。

佐渡市立両津小学校アスベスト健康管理手帳

平成 年 月 日交付

佐渡市教育委員会

はじめに

この手帳は、2006 (平成 18) 年 6 月 30 日、佐渡市立両津小学校 で発生したアスベスト飛散事故に際し、当時現場に居合わせた児 童・教職員に対し交付するもので、本人の健康管理の記録を残して おくためのものです。

交付を受けた人は、医療機関でアスベスト関連疾患の診断や健診 を受けた際は、受診記録(医療機関名・日時等)を記入していただ くとともに、長期にわたりこれを保管いただきますようお願いいた します。



上記の者は佐渡市立両津小学校で発生したアスベスト飛散事 故に際し、健康対策対象者としてこの手帳の交付を受けたこと を証します。

佐渡市教育委員会 囙

※この手帳の破損・紛失等につきましては、事務局までご連絡ください。

この手帳の提示を受けた医療機関の方へ

アスベスト関連疾患の健診、診断及び治療を行った際は、受診の 記録として、医療機関名、日時等についてご記入くださるようご協 力をお願いいたします。

【お問い合わせ先】

佐渡市教育委員会学校教育課 両津小アスベスト飛散事故担当

TEL: 0 2 5 9 - 2 3 - 4 8 9 8 FAX: 0 2 5 9 - 2 3 - 4 9 0 0

《以下、受診の記録》

※受診医療機関名・日時等をご記入ください。

《受診の記録》

《受診の記録》

健康対策の対象とするアスベスト関連疾患について

健康対策の対象とするアスベスト関連疾患は、

- ・悪性中皮腫(胸膜・腹膜・心膜)
- ・良性石綿(アスベスト)胸膜炎
- ・アスベスト関連肺がん

の3疾患です。

アスベスト関連疾患の潜伏期は、おおむね 20 年から 40 年とされています。10 年以下の発症は極めてまれで、この間の健康診断は不要と考えられています。

アスベスト関連疾患の健診や診断等について

現在、アスベスト関連疾患が疑われる場合の診断方法は、胸部X 線写真・胸部CTその他画像診断、気管支ファイバースコープ・胸 腔鏡等の病理学的(生検・細胞)診断などが行われます。

ただし、アスペスト関連疾患の健康診断目的での胸部 X線写真の 撮影は、潜伏期間や撮影に伴う放射線の影響から、被ばく後 10 年に 満たない場合は避けることをお薦めします。

今後、診断方法は日進月歩であることから、その時代に応じた診断方法へ更新していく予定です。